記 者 発 表 資 料 令和5年10月23日 廃棄物対策課指導班 担当 二藤部、佐藤 内線 2463

## 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分」の公表

下記のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に基づく行政処分を行ったので、その事実を公表します。

- 1 対象者の名称及び主たる事務所の所在地
- (1)名称 砂押プラリ株式会社
- (2) 所在地 宮城県加美郡加美町上多田川字岩滝 137 番地の 1
- 2 行政処分を行った日 令和5年10月23日
- 3 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可(許可番号 00415054558)の取消し 産業廃棄物処分業の許可(許可番号 00425054558)の取消し 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可(許可番号 00465054558)の取消し 特別管理産業廃棄物処分業の許可(許可番号 00475054558)の取消し

- 4 行政処分の根拠法令法第14条の3の2第1項及び法第14条の6の準用規定
- 5 行政処分の原因となった事実

砂押プラリ株式会社は、宮城県知事から特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けて、感染性廃棄物の中間処理業を営むものであるが、平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に病院等から中間処理を受託した液体状の感染性廃棄物約200㎡について、許可を受けた滅菌処理以外の処理方法により処理を行った。

このことは、法 14 条の5第1項の規定に違反し、同社は法第14条の3の2第1項第5項に規定する許可を取り消さなければならない要件及び法第14条の6で準用する法第14条の3の2第1項第5号に規定する許可を取り消さなければならない要件に該当する。